市町村合併の現状と課題

市町村合併の背景とポイント

1. 地方分権の推進

- 〇地方でできることは地方で
- 〇住民に最も身近な市町村について、規模・能力の充実が大切

2. 少子高齢化の進展

- 〇人口減少社会に突入
- ○少子高齢化に対応した、サービス提供・専門スタッフが必要

3. 広域的な行政需要が増大

〇日常生活圏(通勤、通学、買い物等)の拡大に応じた、市町村 の拡大が必要

4. 行政改革の推進

○極めて厳しい財政状況。国・地方とも、より簡素で効率的な 行財政運営が必要 →更なる行政改革の推進 / 基盤の強化が必要規模・能力の充実、行財政基礎自治体である市町村の

市町村合併の推進

これらの課題に、適切かつ持続的に対応できるか

***** オープンな場で、徹底的な検討を

地方分権改革等の検討の状況

地方分権改革推進委員会

平成19年4月発足 (地方分権改革推進法により内閣府に設置)

調査審議事項

- 〇国と地方の役割分担の徹底した見直し等
 - 国と地方の役割分担の徹底した見直し
 - 権限委譲の推進
 - 義務づけ、枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - 関与の見直し
- 〇地方税財政制度の整備
 - 税源移譲の推進
 - ・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方
- 〇行政体制の整備及び確立方策
 - ・ 地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等

道州制ビジョン懇談会

平成19年1月発足(道州制担当大臣の下に設置)

検討事項

- 〇道州制の導入に関する基本的事項
 - 道州制の導入により実現される地域社会、経済社会等の姿
- 道州制の下における新しい国・地方の政府像
- 〇道州制の理念や大枠についての論点を整理し中間報告 (平成19年度)

地方制度調査会(第29次)

平成19年7月発足(地方制度調査会設置法により内閣府に設置)

諮問事項

- 〇市町村合併を含めた基礎的自治体のあり方
- 〇監査機能の充実·強化等の最近の社会経済情勢の 変化に対応した地方行財政制度のあり方

「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(平成19年5月30日) 地方分権改革推進委員会

地方が主役の国づくり

- 〇 地方政府 ~ 自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
- 国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革
- 〇 将来の道州制の本格的な導入の道筋

1 目指すべき方向性

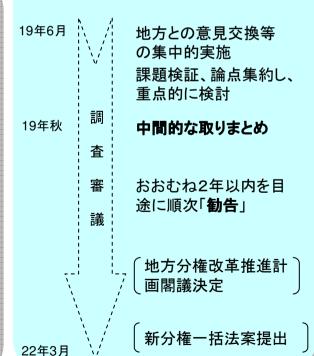
- 〇 分権型社会への転換
- 地方の活力を高め、強い地方を創出 地方の税財政基盤の確立

- 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム 自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に

2 基本原則

- 〇 基礎自治体優先
- 〇 明快、簡素・効率
- 〇 自由と責任、 自立と連帯
- 〇 受益と負担の明確化
- 〇 透明性の向上と 住民本位

3 調査審議の方針



(調査審議事項)

● 国と地方の役割分担の徹底した見直し等

国と地方の役割分担の徹底した見直し(分野ごとの見直し、地方支分 部局の廃止・縮小、地方自治体の組織・定員のスリム化の推進)。権限 移譲の推進。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大。関与 の見直し。国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェッ しクシステムの整備

● 地方税財政制度の整備

国と地方の役割分担等の徹底した見直し。分権型社会にふさわしい税う 源移譲の推進。 その際、地方税財源の充実確保、地域の税収偏在の 是正等の観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税 財政上の措置の在り方について一体的に検討。地方債を含めて地方 、分権にかなった地方税財政制度の整備

● 行政体制の整備及び確立方策

地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等による地方分 権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策

4 政府及び地方自治体に望むこと

政府は改革関連施策を確実に実施。 地方自治体は、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保。 人材育成など行政能力向上の努力。

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論(1)

地方分権下の基礎自治体

地方分権改革推進委員会 基本的考え方(抄)(19.05.30)

- 「平成の大合併」により、基礎自治体の体制整備が進んできた今こそ、これまでの成果によって築かれた「ベースキャンプ」を発ち、中央政府と対等・協力の関係にある地方政府の確立を目指す次なる分権改革へと大胆な歩みを刻むべき時機である。これは、自治行政権のみならず自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す取組である。その際、特に基礎自治体について更なる体制の充実強化が必要である。
- 国は、国が本来やるべき仕事のみに専念して、国民・住民に最も身近なところで、行政の在り方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。このためにも、住民に身近な基礎自治体について更なる体制の充実強化が必要である。

道州制に関する主な動き

政府・地方制度調査会

第28次地方制度調查会

(16年3月1日発足)

- ▶16年3月1日 第1回総会
 - ・総理から「道州制のあり方」等について 諮問
- ▶18年2月28日 第5回総会
 - ・「道州制のあり方に関する答申」決定
- ▶18年9月26日 道州制担当大臣設置
 - ・安倍総理の所信表明演説(9/29)に「道州制ビジョンの策定」が盛り込まれる

道州制ビジョン懇談会

(19年1月26日設置)

- ▶19年2月13日 第1回会合
 ~19年4月19日 第4回会合
 - ・ 懇談会を月1回程度開催
 - ・協議会を各ブロックで開催
- ▶19年度中 中間報告取りまとめ
 - ・道州制の理念や大枠等についての論点 整理

3年を目途に「道州制ビジョン」を策定

自民党・道州制調査会

道州制調査会

(16年11月8日設置)

- **▶17年2月1日 第1回会合**
- ▶17年7月28日 第9回会合 「中間報告」とりまとめ
- ▶18年4月12日 第11回会合 「道州制特区」について制度概要を了承
- ▶18年5月19日 道州制特別区域法案を国会提出→12月13日に可決成立
 - ▶18年10月11日 再開 第1回会合
 - ・杉浦正健前法相が会長に就任・今後の進め方について
- ▶18年11月15日 第4回会合~18年12月19日 第8回会合
 - ・基本論点の概観
- ▶19年1月31日 第10回会合
 - ・5つの小委員会を設置し、それぞれ検討を進める
 - ①道州制推進 ②道州と国の役割分担 ③道州の組織・権限
 - ④道州と基礎的自治体 ⑤道州と税財政制度
- ▶19年5月16日 各小委員会中間とりまとめ
- ▶19年6月20日 調査会「第2次中間報告」

※経済団体・地方公共団体の動き

【経済団体】

- ・日本経団連「道州制の導入に向けた第1次提言-究極の構造改革を目指して-」 【全国知事会】 (19年3月)
- ・「道州制研究会報告書」(18年7月)・「道州制に関する基本的考え方」(19年1月)

道州制の基本的な制度設計

1 道州の性格

- 地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
- 道州及び市町村の二層制

2 道州の区域

- ① 区域の範囲
 - ・ 社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件も勘案
 - ・数都道府県を合わせた区域が原則
- ② 区域例
 - ・区域には様々な考え方があり得るが、区域例を3例示す
- ③ 区域の画定方法
 - ・国が道州の予定区域を示す
 - ・都道府県は、変更案等を国に提出できる
 - ・ これを尊重し区域に関する法律案を作成
- ④ 東京都に係る道州の区域
 - ・ 周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の 区域で一の道州等とすることも考えられる

3 道州への移行方法

○ 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と 国の協議により先行して移行できる

4 道州の事務

- <u>現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲</u>。道州は 広域事務に軸足を移す
- ○国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

5 道州の議会

6 道州の執行機関

○ 道州に長を置く。長は直接公選。多選を禁止

7 大都市等に関する制度

- 道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、 事務配分の特例等を設けることが適当
- 東京(区部等)では、更に特例を検討することも考えられる

8 税财政制度

- ○自主性・自立性の高い税財政制度が基本
 - ① 事務移譲に伴う税源移譲等加え、偏在度の低い税目 中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる 地方税体系を実現
 - ② 適切な財政調整を行うための制度を検討

道州制における役割分担

国、道州及び市町村の役割分担のイメージ

第18回専門小委員会(17年3月23日)提 出資料より作成 く現状> 国の事務 都道府県の事務 市町村の事務 玉 その他の市町村 都道府県 (地方支分部局 特例市 本 中核市 指定都市 国から道州へ 役割を重点化 市町村の規模・能力に 大幅に事務を移譲 応じ大幅に事務を移譲 <道州制導入後> 玉 道州 一般の市町村 (地方支分部局 都市A 本 都市B 都市C 国の事務 道州の事務 市町村の事務

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論2

道州制における基礎自治体

第28次地方制度調査会答申(抄)(18.02.28)

- 国、広域自治体及び基礎自治体の間の<u>役割分担を体系的に見直し、都道府県から市町村</u> へ、また国から道州への大幅な権限移譲を行うことが重要。
- <u>基礎自治体の財政基盤の充実を図り、住民に身近な行政については基礎自治体が総合的</u> <u>に担う</u>こととすべき。
- <u>道州と市町村の事務配分については、補完性の原理</u>及び近接性の原理<u>に基づいて適切に</u> 定められるようにすべき。

自民党道州制調査会第2次中間報告(抄)(19.06.14)

- 道州と基礎自治体の基本的関係については、徹底した<u>補完性の原理に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の担い手とすべき</u>である。<u>現在都道府県が行っている仕事の大部分は基礎自治体に移管</u>する。また、<u>事務・権限の移譲とともに財源・職員を都道府県から基礎</u>自治体に移譲する。
- 道州制の導入にあわせて、<u>基礎自治体は(略)、一定の人口規模・財政規模を有するものに移行すべき</u>であり、そのため、<u>市町村合併の推進により基礎自治体の再編を進める必要</u>がある。
- <u>小規模な基礎自治体については、道州が補完する方法、近隣の基礎自治体に事務を委託</u> <u>する方法、広域連合や一部事務組合による方法などの補完の方式を工夫する必要</u>がある。

第29次地方制度調査会の審議項目

<諮問事項>

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

〈項目〉

- I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方
- 1 基礎自治体のあり方
- 合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析
- 基礎自治体の果たすべき役割
- 今後の基礎自治体の組織・体制のあり方
- 小規模市町村に対する方策
- 2 基礎自治体における住民自治の充実
- 地域自治区等のあり方
- 地域コミュニティのあり方
- **3 大都市制度のあり方**
- 大都市と都道府県との関係等
- 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

Ⅱ チェック機能の充実

- 1 監査機能の充実・強化
- 監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、0Bの 就任制限、議選委員のあり方等)
- 監査能力の向上(監査委員の人材確保等)
- 外部監査のあり方
- 2 議会制度のあり方
- 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策
- 議会制度の自由度の拡大
- 〇 議員定数
- 幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

Ⅲ その他

- 地方税財政制度のあり方
- 首長の多選制限

度

新

しり

法

制

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

〇指標の整備と情報開示の徹 底

- ・フロー指標 実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による 指標
- →監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

〇自主的な改善努力による財 政健全化.

- 財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるとき は、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ·財政再生計画の策定(議会の議決)、外部 監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意 を求めることができる

- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

<現行制度の課題>

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない。
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債 等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

〇赤字団体が申出により、財政 再建計画を策定(総務大臣の 同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上 の市町村は、法に基づく財政再建を行わなけれ ば建設地方債を発行できない

〇公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

(財政悪化

少子高齢社会の進展

◇ 総人口は、平成16年12月をピーク(1億2,783万8千人)に、減少に転じている。(総務省推計)

2005年に比べ、2030年には10%減少、2050年には26%減少することが予想される。

(H14推計:8%減少)

(H14推計:21%減少)

◇ 生産年齢人口(15~64歳)は、2005年に比べ、2030年には20%減少、2050年には42%減少することが予想される。

(H14推計:18%減少)

(H14推計: 36%減少)

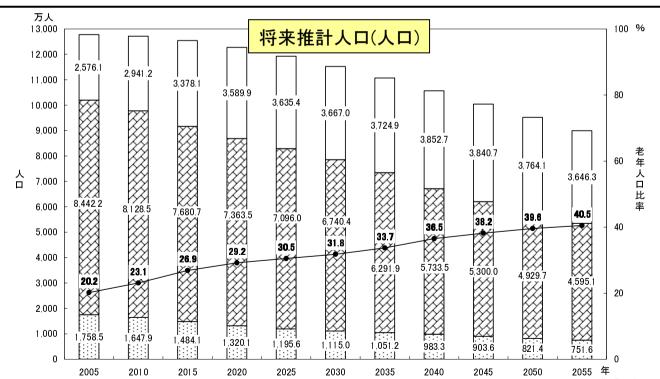
◇ <u>年少人口(14歳以下)</u>は<u>年々減少</u>し、2005年に比べ、<u>2050年には53%減少</u>することが予想される。

(H14推計: 39%減少)

◇ 一方、老年人口(65歳以上)の割合は年々高まり、2005年の20%が、2050年には40%になることが予想される。

(H14推計: 20%)

(H14推計:36%)



(参考)

H17国調人口における 老年人口比率上位5団体

1位 島根県 27.1% 2位 秋田県 26.9%

3位 高知県 25.9% 4位 山形県 25.5%

5位 山口県 25.0%

(出典)「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位) (平成18年12月 国立社会保障・人口問題研究所)

国及び地方の長期債務残高 (平成 19 年度予算)

出典:財務省ホームページ

(単位: 兆円)

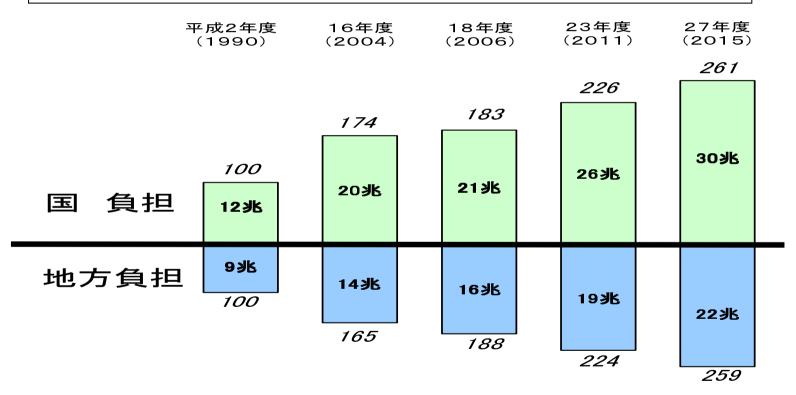
					- July
	7 年度末 (1995年度末)	12年度末(2000年度末)	17年度末 (2005年度末)	18年度末(2006年度末)	1 9 年度末 (2007 年度末)
	<実績>	<実績>	< 実績 >	<補正後>	< 予 算 >
国	297程度 49	491程度	590程度	600程度	607程度
		4 3 1 行動気	(568程度)	(575程度)	(587程度)
普通国債残高	225程度	368程度	527程度	537程度	5 4 7程度
			(504程度)	(512程度)	(527程度)
対GDP比	45. 4%	72. 9%	104. 7%	105. 1%	104.8%
ДОРД			(100.1%)	(100.2%)	(101.0%)
地 方	125程度	181程度	201程度	201程度	199程度
対GDP比	25. 1%	36.0%	40.0%	39. 4%	38. 1%
国と地方の重複分	▲12程度	▲26程度	▲34程度	▲34程度	▲33程度
国・地方合計	410程度	646程度	758程度	767程度	773程度
国、地方古町			(735程度)	(742程度)	(753程度)
対GDP比	82. 6%	128. 1%	150.6% (146.1%)	150. 2% (145. 3%)	148. 1% (144. 2%)

(注)

- 1. GDPは、18年度は実績見込み、19年度は政府見通し。
- 2. 17年度の()書きは翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。18,19年度の ()書きは、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
- 3. このほか19年度末の財政融資資金特別会計国債残高は143兆円程度。

社会保障関係費の見通し

地方も国と同様に、社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる。

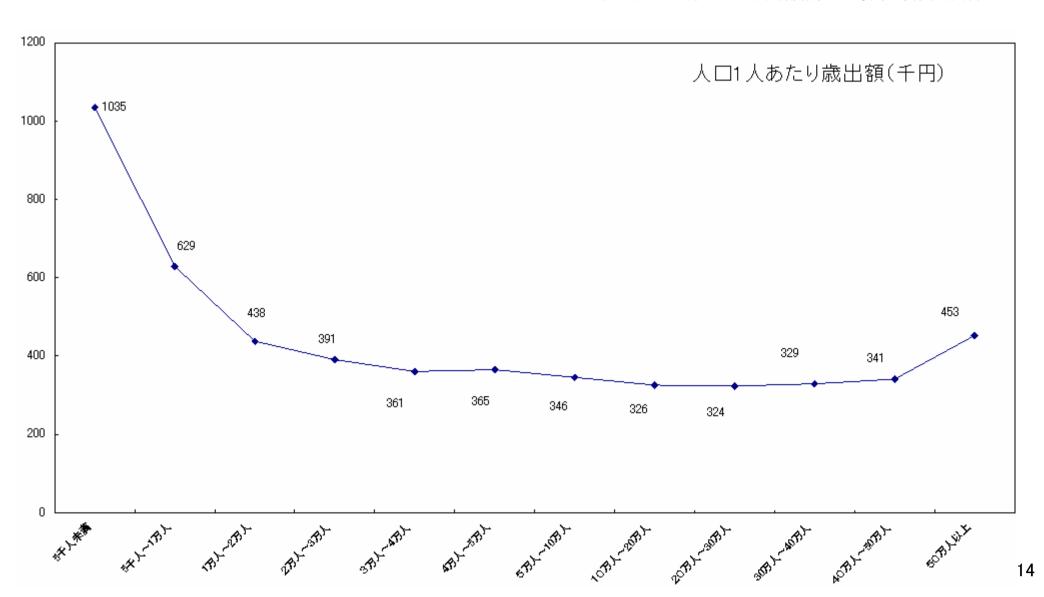


- ※1 「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月・厚労省作成)を基に、 地方負担については「進路と戦略 参考試算」等も踏まえ推計。
- ※2 さらに、平成23年度においては骨太2006を踏まえ、国1.1兆円、地方0.5 兆円を削減。平成27年度は当該削減額を機械的に延伸した額を削減。
- ※3 斜体で表した数値は、補助率恒久化後の平成2年度を100とした場合の 指数(端数処理前)。

出典:平成19年4月25日 経済財政諮問会議 菅大臣提出資料(抜粋)

人口1人当たり歳出額

平成15年9月19日 第27次地方制度調査会専門小委員会資料



市町村合併による効果の全体像

国民から見て

住民サービスの維持・向上

利便性の向上

地域コミュニティ、市民活動の振興

地域の知名度向上、 イメージアップ

行政経費への 理解向上

産業活動の円滑化

防災力の向上

市町村から見て

専門的できめ細かい 施策の推進

権限移譲による 自立性の向上

広域的なまちづくり の充実

行財政の基盤強化、 経費の節減

都道府県から見て

- 市町村への権限移譲 の進展
- ・出先機関等の再編による経費削減
- ・調整等の事務の削減

国から見て

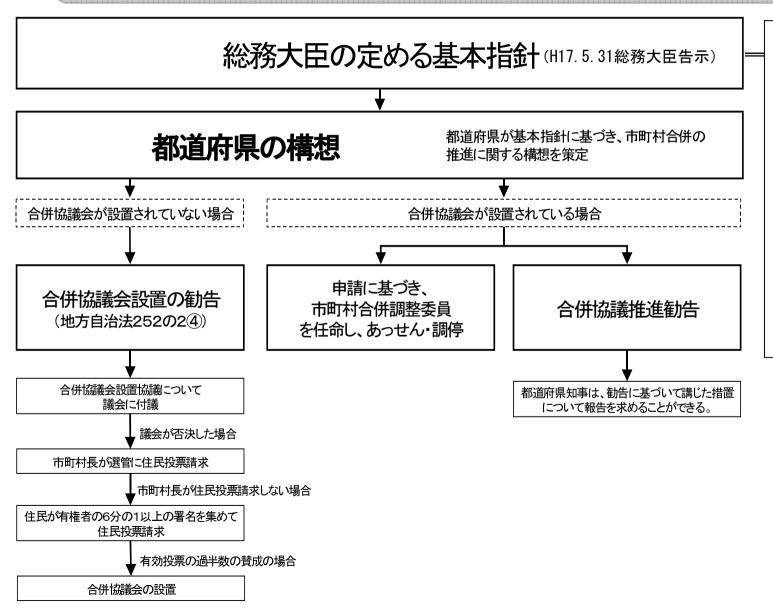
- ・地方分権、構造改革 の推進
- ・調整等の事務の削減

合併特例法(旧法と新法)

H 2 2. 3. 3 1

旧法 新 法 (H17. 4. 1~) H17.3.31 ○総務大臣→基本指針 ○都道府県→市町村の合併の推進に関する構想 ・市町村の組合せ等を示す (1)生活圏域を踏まえた行政区域を形成 ②指定都市、中核市、特例市等へ ③概ね人口1万を目安とする小規模市町村(地理的条件等を考慮) ・市町村合併調整委員(知事任命)→あっせん、調停 合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告 - 合併特例区等の設置 (合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併特例区等を一定期間設置できる。) 〇3万市特例 ▶ •存置 ○地方税の不均一課税、議員の在任特例 〇合併補正 平成22年3月31日 経過措置期間 平成17年3月31までに合併申請 までに合併 合併 平成18年3月31日 16 までに合併

市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)



構想の対象とすべき 市町村の組合せ

- ①生活圏域を踏まえた行政 区域の形成を図ることが 望ましい市町村
- ②更に充実した行政権能等 を有する指定都市、中核市、 特例市等を目指す市町村
- ③概ね人口1万未満を目安 とする小規模な市町村 ※地理的条件等も考慮

■新支援プラン

新市町村合併支援プランの概要

平成17年8月31日市町村合併支援本部決定

第1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応えていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第3 新支援プラン

- 1 市町村合併支援策
- (1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策
- ① 行政支援策
- ○町村合併の市制要件の緩和
- 〇 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 〇 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 〇 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 〇 合併後市町村の人材育成への支援 等
- ② 財政措置等による支援
- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 〇 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置
- 〇 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

- ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
- ア 道路の整備(5事業)
- イ交通の利便性確保のための条件整備(4事業)
- ウ 市街地の整備(1事業)
- エ 住環境の整備(2事業)
- オ 公園・緑地の整備(1事業)
- カ地域の再生(1事業)
- ② 豊かな生活環境の創造

ア 廃棄物処理対策の推進(1事業)

- イ上水道の整備(3事業)
- ウ 下水道等の整備(5事業)
- エ 消防・防災・国土保全の推進(8事業)
- オ情報通信の整備(4事業)
- ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進(1事業)

- イ 高齢者の社会参加の促進(1事業)
- ④ 次世代を担う教育の充実(4事業)
- ⑤ 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興(16事業)

- イ商工業の振興(4事業)
- ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり(6事業)

2 市町村合併支援アドバイザー制度

- 3 市町村合併の広報・啓発
- (1) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
- (2) 市町村合併の広報・啓発
- 4 市町村合併支援窓口

第4 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

市町村合併の推進状況

H11. 3. 31

3232



H18. 3. 31



H20. 3. 21

1795

(H19.8.6官報告示ベース)

■市町村数等の推移

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.3.21
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,795
人口1万人未満	1	1	1,537	489
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,450
平均面積(km²)	37.5	106.9	114.8	206.8

■合併市町村件数

		旧法下(H11.4.1~)	新法下	計
合併件数(合併関係市町村数)		581 (1,991)	18 (45)	599 (2,036)
	新設合併	443 (1,543)	6 (16)	449 (1,559)
	編入合併	138 (448)	12 (29)	150 (477)
H11.4.1以降の減少市町村数		1,410	27	1,437

(注

- ・H19.8.6官報告示分までのもの
- ・H18.3.31の数値には、合併新法に よる合併1件を含む(H18.1.10に 高松市が牟礼町を編入)
- ・人口 H11.3.31…H7年国調より H20.3.21…H17年国調より
- ・面積 H11.3.31…全国市町村要覧 (H10年度版)より

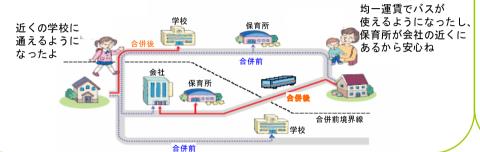
H20.3.21…全国市町村要覧 (H18年度版)より

市町村合併による効果の概要

住民の利便性の向上

旧市町村の境界を越えた公共施設の利用・サービスが可能になります

例) 新潟市では、合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所 を利用することが可能になりました。



広域的なまちづくり

広域的な視点にたって、まちづくりをより効率的に実施できます

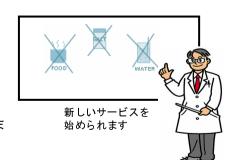
例) 真庭市では、道路等の整備において、地域の個性を活かした ゾーニングにより広い視点からのまちづくりが可能になりました。



サービスの高度化・多様化

専任の職員・組織を置くことができ、より多様な行政施策の展開が可能になります

- 例)あさぎり町では、保健師の資格を 持った職員が充実し、乳幼児向け 予防注射や、成人向けの健康講座 を数多く実施できるようになりました。
- 例) 新居浜市では、無医村であった別子 山地区に待望の診療所を開設するこ とができ、地域医療の充実が図られま した。



行財政の効率化

それぞれのまちが別々に行っていた仕事をまとめ、行財政の効率化が図れます

- 例) 合併に伴い、市町村の三役(首長、助役、収入役)、 議会の議員については全国で2万1千人減少し、 給料等は年間1,200億円削減されると 見込まれます。
- 例) 西東京市では、合併によって10年間で 約190億円の経費削減が可能になります。



合併市町村における取組①

住民のサービスの維持・向上

■住民サービス向上のための専門的な組織・職員の設置

- ・ 無医村であった別子山(べっしやま)地区に約30年ぶりに診療所を開設。【愛媛県新居浜市(にいはまし)旧別子山村地区】
- ・ 合併前では十分に実施できなかった、育児・保健・教育環境の充実を総合的に支援・連携するためのキーステーションとして「子ども総合支援室」を設置し、より専門的なサービスを充実。【三重県亀山市(かめやまし)】
- ・ 合併前では十分に実施できなかった、起業・創業支援、雇用対策等を行う「雇用対策課」を設置し、より専門的なサービスを充実。【熊本県宇城市(うきし)】

■旧市町村間の格差是正によるサービス向上

旧村では財政上の理由でできなかった給食サービスを、合併後、他地域と同様に導入。

【宮城県栗原市(くりはらし)旧花山村(はなやまむら)地区】

■利用できる公共施設の拡大

- ・ 合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能に。【新潟県新潟市】
- ・ 旧町村ごとの図書館の蔵書、利用者情報を一元管理するシステムを整備し、インターネットによる蔵書検索、貸し出し予約 等のサービスを提供。【岐阜県郡上市(ぐじょうし)】【愛知県田原市(たはらし)】

■サービス窓口の維持・確保

- ・ 旧町役場を総合支所とし、近隣住民が本庁まで出向くことなく、住民票の写しの交付等の窓口サービスを受けることが 可能に。【石川県輪島市(わじまし)】
- ・ 市内の10の郵便局で、各種証明書の交付請求に係る受付と引渡しが可能に(地方公共団体の特定の事務の郵便局 における取扱いに関する法律に基づくもの)。【大分県豊後高田市(ぶんごたかだし)】
- ・ インターネットを通じての公共施設予約の対象となる施設を新市全体に順次拡大し、施設に出向かなくても空き情報の確認や予約手続きができるようになった。【山口県下関市】

合併市町村における取組②

地域の一体性の確保、バランスある発展

- ■新市町村の建設計画に基づき、地域の一体性の確保やバランスある発展に配慮した施策を実施。
 - ・ 公共交通の不便な地域を対象としたコミュニティバスを運行(市内19路線)。乗車料金は全区間片道100円(乳幼児無料)で、買い物や通院など日常生活での移動手段を確保。【大分県宇佐市(うさし)】
- ■旧市町村の区域ごとに置くことができる地域審議会や地域自治区、合併特例区で、地域のまちづくりに関する方向性を検討。
 - ・ 旧町村の区域ごとに地域自治区を設置し、地域協議会における活発な協議等が進められるとともに、行政サービスの 一部も担う住民組織が各区ごとに設置されている。【新潟県上越市】

地域経済の活性化

- ・ 合併により日光、鬼怒川(きぬがわ)温泉(旧藤原町(ふじわらちょう))、湯西川(ゆにしがわ)温泉(旧栗山村(くりやまむら))など 全国的に有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定やイベントの実施により観光イメージのアップ を図る。【栃木県日光市】
- ・ 高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村(かみたからむら)地域の北アルプスや奥飛騨(おくひだ) 温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊型の観光戦略を打ち出し、「飛騨高山」ブランドの確立 を目指す。【岐阜県高山市】

なんこううめ

・ 合併により梅の生産量日本一となったことから、特産品である「南高梅」のブランドを中心に日本一の「梅の町」として アピールできるようになった。【和歌山県みなべ町(みなべちょう)】

合併市町村における取組③

旧市町村地域の振興、各地域の歴史、文化、伝統等の保存・継承

- ■新市町村の建設計画に基づき、旧市町村地域の振興のための施策を実施。
- ・ 編入された市町村で実施していた各地域の歴史、文化、伝統に係る事業や地域コミュニティ施策などについて、直接支 所に配当される独自予算(地域振興費)を設けている。【新潟県新潟市】
- ■旧市町村地域の振興のための基金を設置する。
- ・ 合併時に地域振興基金を設置し、その運用益を旧市町村単位での事業に活用。【島根県浜田市】
- ■合併特例法等に基づく地域自治区・合併特例区を設置する場合において、旧市町村名を冠した住居表示を行う。
- ・ 旧町村の区域の住所について、地域自治区の名称(旧町村名)を冠することとした。【新潟県上越市】合併前:○○郡□□村大字△△1番地→合併後:上越市□□区△△1番地
- ■地域文化の保存・継承等について、地域住民やNPO等の民間団体と連携して取り組む。
- ・ 合併により消滅した「真玉」(またま)の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存会」により引き継ぐとともに、保存会が広く会員を募り、伝統文化活動を通じた地域コミュニティの再生を図る。また、旧真玉町(またままち)の議場をミニホールに改修し、活動の場を確保。【大分県豊後高田市(ぶんごたかだし)】

地域のコミュニティ活動の支援等

一般的に「合併に伴い、地域のコミュニティが衰退してしまうのではないか」と言われることがあるが、これについて現時点でどのような取組を行っているのか。

合併市町村の取組

- ・地域の事情に応じて、積極的に地域コミュニティの振興策を実施
 - →地域のコミュニティ活動を行う団体(自治会等)の支援 67% 地域審議会、地域自治区、合併特例区の活用 45% 等

(事例)

- ・「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動、イベント、自治会、地域づくり団体などの組織づくりや活動、地域文化の伝承などの事業への支援を行う【岩手県宮古市】
- 各地域が個性を発揮して活力ある地域社会を創出するために行う 活動に対して補助金を交付【岩手県久慈市】
- ・支所地域の住民・団体等が自主的・主体的に取り組む地域づくり事業に対して補助金を交付【岐阜県高山市】

- ・地域づくり活動や地域コミュニティ団体への補助 【新潟県佐渡市】
- ・小学校区単位の団体や自治会等が行う、コミュニティの維持・再生、 地域資源を活用した地域振興等に対して補助【岐阜県揖斐川町】

・地域コミュニティが強化されるような取組

→(事例)

- ・地域振興組織とその連合組織に対し、市の「地域振興推進員」が実践的な助言等を実施。また、まちづくり等に関する提言を行う組織として、「まちづくり委員会」を条例で設置【広島県安芸高田市】
- ・住民が主体的な地域づくりや自治活動を実践するため、小学校区域単位で「地区会議」を設置。また、地域に住む職員が地域とのパイプ役となり一緒になって行動することが重要であること等から、地区担当職員制度を導入し、地区会議を支援【秋田県横手市】
- ・合併により市域が広がり様々な観光資源が新たに加わったことを機に、「観光塾」を発足し、観光資源の見直しや自発的な活動を仕掛け、導くことができる観光リーダーを育成 【広島県呉市】

地域自治組織の活用状況

~周辺地域の住民の多様な二一ズを新市町村の施策等に反映するための仕組~

役割

- ○地域審議会 (旧法第5条の4、新法第22条) <216団体(780審議会)>
 - ・旧市町村地域に係る事務について審議、意見具申
- ○地域自治区(一般) (地方自治法第202条の4等) <15団体(91自治区)>地域自治区(特例) (旧法第5条の5等、新法第23条等) <38団体(101自治区)>
 - ・地域自治区の区域に係る事務、地域自治区の住民との連携の強化 に関する事項についての審議、意見具申
 - ・地域自治区の区域に係る施策に関する重要事項の決定・変更についての意見具申
- 〇合併特例区 (旧法第5条の8等、新法第26条等) <6団体(14特例区)>
 - •合併特例区の区域に係る事務、地域振興等に関する施策の実施に 関する事項についての審議、意見具申
 - ・合併特例区の区域に係る施策に関する重要事項の決定・変更についての意見具申

地域審議会、地域協議会(地域自治区)、合併特例区協議会(合併特例区) の構成員の選任方法に係る特徴的な取組

- ・公募方式による候補者選定を実施【富山県射水市、静岡県浜松市、 新潟県上越市、北海道せたな町 ほか】
- ・公募方式の際、定数の20%程度を公募枠と設定 【富山県射水市】
- ・公募方式の際、定数を上回る応募があった場合に住民の投票を実施。 市長は投票の結果を尊重し、委員を選任【新潟県上越市】
- ・選任に当たり、若い世代の登用、男女それぞれの登用率2割以上と設定 【鹿児島県霧島市】
- ・選任に当たり、男女それぞれの登用率3割以上と設定【静岡県浜松市】
- ・選出範囲を、農業団体、商業団体、青年・女性等を構成員とする組織、 学識経験者などに区分することで、幅広い分野からの選任を可能に 【熊本県美里町、福島県喜多方市】

地域自治組織における特色ある取組

- 各地域(旧町村)の特色のあるまちづくりのために造成された地域振興基金の活用について、各地域審議会において協議されている【福島県田村市】
- ・地域自治確立のための有望・優良な地域活動を支援するために創設したま ちづくり事業補助金について、事業採択の審査を各地域審議会が市長の諮 問を受けて実施【愛知県新城市】
- ・地域自治区内で実施するまちづくり事業(ソフト事業)について、総合事務所と地域協議会が協議して、予算要求する地域自治振興費を創設 【静岡県 浜松市】
- ・住民が主体となって自信と誇りを持てる地域を作るための事業に対し、1地域自治区当たり500万円を予算配分(補助金)【愛知県豊田市】
- ・地域住民が主体となった地域づくり体制を支援するため、各地域自治区の地域協議会に「地域コーディネーター」を配置。また、地域の魅力アップに繋がる活動を実施している団体に財政的支援【宮崎県宮崎市】

- ・各地域自治区に、地域づくりや、これまで行政が行ってきた事業を代わって 実施する主体として、住民組織が設立された。地域の祭りやイベントの実施、 市からの業務の受託や指定管理者として公の施設の管理を行っている住 民組織もある。【新潟県上越市】
- ・旧役場や公民館などを、地域住民が活動する場(コミュニティプラザ)として整備して、ここに地域自治区の事務所を置き、住民と行政との協働を進めやすい環境を整備。また、コミュニティプラザの管理・運営を住民組織等に委ね、住民による自主的・自立的な地域づくりを目指している。【新潟県上越市】
- •合併特例区の区域内でコミュニティバスを5路線運行。毎週火・木曜日に3路線、水・金曜日に2路線を運行。各路線1日2往復。利用料は無料。【福島県喜多方市】

合併が進んだ県における権限移譲の取組

<広島県> (H11.3.31)86市町村→(H18.4.1)23市町

市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体に対し、積極的に 権限移譲に取り組む



- パスポートの申請受付・交付事務や身体障害者手帳の交付事務など、 基礎自治体へ大幅に事務・権限を移譲
- 平成18年4月では、呉市や三次市など16市町に権限移譲

(取組事例)

三次市・・・パスポートの申請受付・交付事務を市に移譲

→平成18年4月から、市役所において申請と受け取りが可能に

市民の利便性が向上